

議案第4号

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議条例を廃止する条例の制定について

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議の設置目的を達成したことに伴い、当該検討会議を廃止するため。

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議条例を廃止する条例

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議条例（令和2年西脇市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）				
	区分	報酬	旅費		区分	報酬	旅費	
教育委員会		(略)		教育委員会		(略)		
		(削る)			西脇市立学校 学習環境規模 適正化検討会 議委員	日額	7,400	行政職給 料表適用 職員相当 額
		(略)						(略)
		(略)					(略)	